鈴鹿市上下水道局公告第21号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3の2第1項の規定により次のと おり鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、鈴鹿市上下 水道局指定給水装置工事事業者規程(令和元年鈴鹿市上下水道局管理規程第6号)第 6条の規定により公告する。

令和7年10月31日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥 美 良 雄

名称	所在地	指定年月日
藤原業務店	津市柳山津興1256番地4	令和7年10月31日